介護人材確保・育成促進事業実施業務受託者の選定に伴う
プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第１条 介護人材確保・育成促進事業実施業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を 厳正かつ公平に行うため，プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は次の事務を所掌する。

（１）審査方法，評価基準に関すること。

（２）企画提案の評価に関すること。

（３）受託候補者最適提案者の選定に関すること。

（４）その他目的を達成するために必要な事項

（委員および任期）

第３条　委員は，次の各号に掲げる団体等に所属する者のうちから，市長が委嘱する。

（１）学校法人函館大妻学園

（２）道南地区老人保健施設事務長連絡会

（３）道南地区老人福祉施設協議会

（４）函館市ホームヘルパー連絡協議会

（５）函館市デイサービス・訪問入浴連絡協議会

２ 委員の任期は，所掌事務に係る協議が終了したときまでとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は，委員の互選により１人を定める。

３　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は，委員長が招集し，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

２　委員長は，会議の議長となる。

３　会議の議事は出席した委員の合議により決し，合議により決することができないときは，議長の決するところによる。

４　会議は，原則として非公開とする。

５　会議は，書面にて開催することができる。

（中立の保持）
第６条　委員は，プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は，議事に加わることができない。
２　委員は，プロポーザル方式の提案者に対して，特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）
第７条　委員は，職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は，保健福祉部地域福祉課において処理し，会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し，必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は，令和５年４月１日から施行する。